

# 第5次男鹿市 男女共同参画計画

～ 多様性に満ちた社会づくりのために ～

令和8年3月  
男 鹿 市

## 男鹿市男女共同参画都市宣言文

わたくしたちは

美しい自然に恵まれた男鹿の市民として

歴史と伝統に育まれた文化を

誇りを持って守りながら

男女がお互いを尊重し認め合う

まごころと思いやりに満ちた社会の実現をめざして

ここに「男女共同参画都市」を宣言します

平成24年3月20日

## 目 次

第1章 計画の策定にあたって	1
第1節 計画策定の趣旨	1
第2節 第4次計画について	2
第3節 計画の基本的な考え方	3
1 基本目標	3
2 計画の位置づけ	3
3 計画の期間	3
第2章 計画の内容	4
第1節 主要課題	4
第2節 施策の方向と基本施策	5
1 男女共同参画社会に向けた意識づくり	5
(1) 男女共同参画意識の醸成	5
(2) 男女共同参画の考え方を大切にされた教育の推進	6
2 すべての人が生き生きと活躍する地域づくり	7
(1) 働く場における男女共同参画の推進	7
(2) 心身の健康づくりとワーク・ライフ・バランスの推進	8
(3) 家庭や地域における男女共同参画の推進	9
(4) 方針決定過程への女性の参画の推進	10
3 誰もが安心して暮らせるまちづくり	11
(1) 安心して暮らせる体制の整備	11
(2) 男女間の暴力の防止と被害者への支援の推進	12
第3節 実施計画	13
1 具体的な取組	13
2 計画の目標数値	19
第3章 計画の推進体制	20
<b>参考資料</b>	
用語集	21
男鹿市男女共同参画懇話会委員名簿	24

# 第1章 計画の策定にあたって

## 第1節 計画策定の趣旨

すべての人が性別に関わりなく個性と能力を十分に発揮するとともに、お互いの人権を尊重しつつ、喜びも責任も共に分かち合う男女共同参画社会の実現は私たちの願いです。

国は、平成11年に「男女共同参画社会基本法」を制定し、同法に基づく初めての計画として平成12年に男女共同参画基本計画を策定しました。現在は令和8年3月に策定された、第6次計画に基づき男女共同参画社会の形成の促進が図られています。

また、平成27年8月には、女性が職業生活においてその希望に応じて十分に能力を発揮し活躍できる環境を整備するため、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」が成立しました。更に、令和6年4月には、困難な問題を抱える女性の福祉の増進を図るため、「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（困難女性支援法）」が施行されました。

秋田県では、平成13年に「秋田県男女共同参画推進計画」を策定、平成14年には秋田県男女共同参画推進条例が制定されました。令和8年3月には、第6次計画が策定されています。

本市においては、平成19年に男鹿市男女共同参画計画を策定、男女共同参画社会の形成に関する取り組みを推進しながら、令和3年には第4次計画を策定しました。

しかし、家庭・職場・地域などのあらゆる場において、固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）は依然として存在していると考えられます。また、少子高齢化の進展、経済・社会情勢の急激な変化や家族形態の多様化など、私たちの生活をめぐる社会経済情勢は今、著しく変化しています。この社会の変化に柔軟に対応していくためには、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任を分かち合い、性別にとらわれることなく、家庭で、職場で、学校で、地域で、それぞれの個性と能力を十分に発揮できるような社会づくりが必要です。

そして、様々な場面において問題が複雑化する中であって、困難な問題を抱える女性等が自立した暮らしを実現するためには、多岐にわたる分野において支援が必要です。

このような現状を踏まえ、男女共同参画社会基本法の理念や国・県の計画に基づき、本市においても引き続き男女共同参画社会の形成の促進を図るため、女性活躍推進法に基づく男鹿市の女性活躍推進計画及び困難女性支援法に基づく男鹿市の困難女性支援計画を一体とした「第5次男鹿市男女共同参画計画」を策定するものです。

## 第2節 第4次計画について

第4次男鹿市男女共同参画計画は、「まごころと思いやりをもって 一人ひとりが輝ける社会づくり」を基本目標とし、3つの主要課題を設定のうえ、8つの基本施策のもと、82の具体的な施策を設けて取り組んできました。

子育ての環境や支援への満足度が大幅に向上した一方、市の方針決定過程への女性の参画拡大については、進展の遅れが見られます。

数値指標を示した目標では、以下のとおりの実績となっています。

(令和7年6月25日現在)

項目	現状 (R1年度)	目標値 (R7年度)	実績 (R6年度)	担当課
委員会・審議会等における女性委員の割合	25.5%	40.0%	29.6%	企画政策課
女性農業者の起業（経営体）数	3経営体	5経営体	4経営体	農林水産課
女性消防団員数	15人	30人	20人	危機管理課
市内直売所の販売総額	2.8億円	3.5億円	4.7億円	農林水産課
子育ての環境や支援への満足度（満足度がやや高い以上）	9.6%	30%以上	46.2%	子育て健康課
特定健診受診率	22.2%	60.00%	27.0%	子育て健康課

## **第3節 計画の基本的な考え方**

### **1 基本目標**

この計画は、

「すべての人が自分らしく活躍でき、みんなにやさしい社会づくり」  
を基本目標とします。

### **2 計画の位置づけ**

- (1) この計画は、国・県の計画と整合性を図るとともに男鹿市総合計画をはじめその他の計画との整合性も図り、男女共同参画社会の形成に向けて計画的な施策展開を市民と共に考え、行動するための指針です。
- (2) 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）に基づく女性に対する支援措置や、職業生活と家庭生活との両立のために必要な環境整備を推進するための計画です。
- (3) 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（困難女性支援法）に基づき、困難な問題を抱える女性等に寄り添い、自立を目指した支援を包括的に展開していくための計画です。

### **3 計画の期間**

この計画の期間は、令和8年度から12年度までの5年間とします。

## 第2章 計画の内容

### 第1節 主要課題

第5次男鹿市男女共同参画計画では、次の3つを「主要課題」と位置づけ、総合的な施策を展開します。

#### 1 男女共同参画社会に向けた意識づくり

すべての人が互いの違いを認め合い人権を尊重しながら、その個性と能力を十分に発揮し、社会のあらゆる分野において、責任を分かち合うことのできる男女共同参画社会づくりを進めていくためには、今後も、幅広い年代に対して広報・啓発を継続的かつ着実に行うことが必要です。

また、男女共同参画の意識を育み、固定的な役割分担意識の解消や無意識の思い込みに気づくためには、家庭・学校・地域における教育や学習の果たす役割が重要です。男女共同参画を進めるための人づくりを進め、すべての人が尊重し合い、相手の気持ちを思いやる男鹿市を目指します。

#### 2 すべての人が生き生きと活躍する地域づくり

就業は人々の生活の経済的基盤を形成するものであり、働くことは自己実現に繋がるものでもあることから、働きたい人が性別に関わりなくその能力を十分に発揮することができ、性別による役割分担が固定化されることのないような環境を作ることが重要です。また、男女が互いに子育てや介護を行い、仕事と家庭生活・地域活動の調和（ワーク・ライフ・バランス）が図られるためには、意識の啓発と両立支援の充実が必要です。

更に、少子高齢化や生活の多様化、生活習慣の違いなどから、地域社会における人とのつながりが希薄化する中で、地域力を高めていくためには、誰もが活躍できる地域社会を形成していくことが重要です。そのためには、市政に一方の性別に偏らない多様な考え方を反映させることが大切であることから、委員会・審議会等において女性委員が提言できるように参画を推進します。

子育て、介護などの支援が充実し、すべての人が共に家庭での役割を担い家庭生活を楽しみながら、自ら選択した場で生き生きと活躍できる男鹿市を目指します。

#### 3 誰もが安心して暮らせるまちづくり

誰もが安心して自分らしく暮らすためには、性別や立場に関係なく、困ったときに必要な支援へと繋ぐことが必要です。特に、男女間の暴力（身体的・精神的・性的・経済的・社会的）は周囲から見えにくく、気づかれにくい問題であるため、早期発見と関係機関による支援が重要です。

地域や関係機関と協力し、誰ひとり取り残さない支援体制の構築を進めるとともに、あらゆる暴力を決して容認しないという意識を社会全体で広げていくことで人権が守られ、誰もが安心して暮らすことができる男鹿市を目指します。

## 第2節 施策の方向と基本施策

### 1 男女共同参画社会に向けた意識づくり

#### (1) 男女共同参画意識の醸成

性別による固定的な役割分担意識は依然として残っており、このことは性別にかかわらず自分らしく主体的に生きることを妨げています。

生活の中における様々な場面での固定的性別役割意識を除去し、男女共同参画に関する正しい理解と知識を身につけるため、様々な機会を活用し、男女共同参画の啓発を行います。

あらゆる人が互いの違いを認め合い、それぞれの人権を尊重しながら、個性と能力を十分に発揮し、社会のあらゆる分野において、責任を分かち合うことのできる男女共同参画社会づくりを進めていくためにも、今後も、引き続き幅広い年代に対して広報・啓発を継続的かつ着実に行うことが必要です。

### 基本施策

#### 1 社会制度・慣行の見直しと広報・啓発の推進

人々の意識の中に長い時間をかけて形成されている固定的な役割分担意識の見直しと、無意識の思い込みを解消するため、様々な啓発活動に取り組みます。

#### 2 人権尊重意識の啓発活動

人権尊重意識を高めるための広報・啓発活動を充実します。

## (2) 男女共同参画の考え方を大切にした教育の推進

学校教育における子どもをとりまく環境は男女の平等性が確保されているものの、職場や地域社会活動では根強い固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込みも残っています。お互いの違いを認めながらそれぞれの個性や能力を發揮し、助け合い、尊重し合う社会をめざして、子どもころから男女平等意識を高めます。また、自分の成長を実感し、成長を支えてくれた人達に感謝の気持ちを持ったり、自分や他者を尊重したりする教育の充実に努めます。

さらに、家庭生活の大切さなどについて理解を深めるとともに、子どもから大人まで、固定的な性別役割分担意識にとらわれず、家庭・学校・地域社会などあらゆる場に参画するための力を身につけるよう、キャリア教育を含め生涯にわたる学習機会の提供の充実に学習成果を適切に生かすことができる地域社会の実現が求められています。

### 基本施策

#### 1 学校教育における男女共同参画に関する学習の推進

男女平等や男女共同参画の意識の定着を促進するため、子どもころから男女共同参画の視点に立った教育を推進し、学校から家庭、家庭から地域へと意識の浸透を図ります。

また、教職員や保育士、保護者に向けた啓発や講座等の開催を行います。

## 2 すべての人が生き生きと活躍する地域づくり（女性活躍推進計画関係）

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）に基づく女性に対する支援措置や、職業生活と家庭生活との両立のために必要な環境整備を推進します。

### (1) 働く場における男女共同参画の推進

性別に関わらず働きやすい職場づくりや、ライフステージの変化に関わらず働き続けられる多様な働き方の実現等の取り組みにより、女性が結婚・出産・育児・介護等により就業を中断することなく継続して働き続けられるよう、労働関係法令の周知や定着に向けた啓発活動の一層の充実を図ります。

男女がともに希望に応じて多様かつ柔軟な働き方を選択することにより、潜在化している力が十分に発揮できるようにするための情報提供や起業支援など、職業能力開発の充実を図ります。

#### 基本施策

##### 1 男女の雇用機会均等の普及と労働法規の広報・啓発

男女がともに均等な就業機会に恵まれ、適正な評価を受けられるように、労働基準法、男女雇用機会均等法、育児・介護休業法などの定着に向けて啓発活動の一層の充実を図ります。

##### 2 就労機会や能力開発の支援

多様な生き方を選択・実現し、就業・起業へチャレンジできるよう支援します。

## (2) 心身の健康づくりとワーク・ライフ・バランスの推進

市民誰もが心身ともに健康で人間らしい豊かな生活を送るためには、その基盤である仕事や家庭生活を男女が共に担うことのできる環境の整備が重要です。家事、子育て、介護などを男女が共同で責任を持って行い、男女ともに仕事と家庭の調和のとれた生活を送ることができるよう、家庭生活の男女共同参画を推進します。

また、共働き・共育ての実現や着実なキャリア形成の観点からも、心身の健康を維持しながら多様で柔軟な働き方を選択できることが重要です。男女が共にライフステージに応じて職業生活と家庭生活を両立することができ、適切かつ自主的に健康管理や健康づくりに取り組むことができるよう、保育・介護サービス・健康支援を充実し子育てや介護中の就業者を支援します。

### 基本施策

#### 1 相談体制の整備と支援の充実強化

少子高齢化の進行や家族形態が多様化する中、働きたい女性が仕事と家事・育児・介護など家庭との二者択一を迫られることなく働き続け、能力を十分に発揮できるよう相談体制を整備し、男女がお互いに家庭生活と職業生活の両立ができるよう支援します。

子育てに関しては、仕事と子育ての両立に係る負担感の緩和や保育サービスの充実等、社会全体で子育てができる環境づくりを進めます。また、子育てに対する不安を解消するための相談支援体制の充実を図ります。

介護に関しては、性別に関わりなく家族で協力し合い、仕事と介護を両立させることで充実した職業生活を送ることができるよう支援します。

#### 2 生涯を通じた心身の健康づくり

男女ともに生涯を通じて健康で豊かな生活を送れるよう、壮年期・高齢期の健康づくりのための健康教室や健康相談をはじめ、ライフステージに応じた健康教育、健康診査、相談体制の充実を図ります。

### (3) 家庭や地域における男女共同参画の推進

家庭や地域は人々にとって最も身近な暮らしの場です。生活に密着した地域において、まちづくり活動にあらゆる年代の男女が主体的に参画することにより、地域力を高め、女性も男性も誰もが出番と居場所のある地域社会を築くことが重要です。

性別に捉われず、一人ひとりの多様な個性や人権を尊重し、男女共同参画を高める意識や価値観を育む家庭教育が行われるような環境づくりを推進します。

また、家庭内においては、対等な構成員として男女が協力し合い、家族の一員として家事や子育て、介護等においてその役割を果たすことの重要性に対する啓発を行います。

#### 基本施策

##### 1 家庭における男女共同参画の推進

家庭での性別による固定的な役割分担の解消に向けた啓発に努めるとともに、男性の家事や子育て、介護に対する理解促進に努めます。

また、男性の育児・家庭生活への参画を進め、家庭での子どもに対する男女共同参画の教育として、男女の固定的役割分担の見直しを推進するため、講座等の充実に努めます。

##### 2 地域活動における男女共同参画の推進

暮らしやすい活力ある地域社会づくりを進めるため、女性も男性も共同して地域社会における諸活動に参画することができる環境の整備と意識の啓発を図ります。

また、地域社会をより豊かなものとし、家庭、職場と並んで、地域社会が男女を問わず生きがいの場となるよう、男女の地域生活への積極的な参画の促進を図ります。

##### 3 農林水産業における女性活躍の推進

過疎化、少子高齢化が進む中、農林水産業地域における重要な担い手として、農山漁村の女性が活動しやすい環境を整備するため、女性の経営参画の促進による経済的自立を支援します。

#### (4) 方針決定過程への女性の参画の推進

多様性に富んだ活力ある社会を構築するためには、多種多様な人材の能力活用や視点の導入が必要であるとの観点から、あらゆる分野の方針決定の過程、話し合いの場に女性の参画を進めていくことが必要です。

方針決定過程へ男女がともに参画することの重要性について市民の意識を高めるとともに、女性が積極的に参画する意欲と能力を持てるよう、人材の育成と各分野で活躍する女性の人材情報を収集します。

また、市が設置する委員会・審議会等への女性委員の参画を促進します。

### 基本施策

#### 1 市の方針決定過程への女性の参画の推進

女性が方針決定の場へ参画し能力を発揮できるよう学習機会を提供し、防災・災害復興、農林漁業振興、まちづくり、観光など、女性の参画により新たな発展が期待できる分野における女性の活躍を推進します。

また、市民の幅広い意見を反映させるための委員会・審議会等に女性委員の参画を推進します。

### 3 誰もが安心して暮らせるまちづくり（困難女性支援計画関係）

困難な問題を抱える女性への支援に関する法律に基づき、困難な問題を抱える女性等の自立支援や相談体制の充実、支援情報の周知に取り組むとともに、男女間の暴力(身体的・精神的・性的・経済的・社会的)は重大な人権侵害であるという認識を広めていきます。市民や地域と連携し、こうした暴力の早期発見と未然防止に努め、多様性を認め合い、誰もが安心して暮らせる社会の実現を目指します。

#### (1) 安心して暮らせる体制の整備

人々が抱える問題は多様化し、より複雑なものとなっています。この現状を踏まえ、女性等の意思が尊重されながら問題の早期発見や相談支援、心身の健康の回復、自立した生活を支えるための最適な支援を切れ目なく包括的に提供できる体制の整備を進めます。

また、性別、年齢、障害、国籍、性的指向などに関わらず一人ひとりの持つ個性や能力が発揮され、多様性を認め合える社会づくりがますます必要となります。

困難な問題を抱える人々の自立支援と、多様性に関する理解推進に取り組み、誰もが安心して充実した生活が送れるよう支援します。

#### 基本施策

##### 1 母子・父子家庭等の自立支援

ひとり親家庭に対する経済的・社会的自立を促進する職業相談など、就業援助施策の充実を図ります。

##### 2 生活上の困難を抱える人々の自立支援

それぞれの状況に応じた対策を進めるため、関係機関などと連携を図り必要な支援に繋がります。そして、子どもから高齢者まで安心して暮らすことができるよう、支援施策の推進に取り組みます。

##### 3 多様性に対する理解の推進と多文化共生への支援

性別、年齢、障害、性的指向などによる差別の解消に向け、多様性を認め合う人権教育の推進に取り組みます。また、異なる国籍や民族の人たちが、互いの文化的な違いを尊重し、地域の一員として共に暮らせる環境づくりに努めます。

## (2) 男女間の暴力の防止と被害者への支援の推進

男女間をはじめとする暴力は、重大な人権侵害です。この暴力は、外部からの発見が困難なことが多く、加害者には罪の意識が薄いという傾向も見られることから、周囲が気づかないうちに暴力がエスカレートし、被害が深刻化しやすい特性があります。

また、配偶者からの暴力の被害者の多くは女性であり、男女平等の実現を妨げる要因となっています。人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、市民一人ひとりが、配偶者からの暴力が身近にある重大な人権侵害であることを理解することが必要です。

あらゆる暴力を決して容認しない社会の実現に向けて、積極的に取り組んでいきます。

### 基本施策

#### 1 暴力を防止するための啓発活動の推進

身体的、精神的、性的、経済的、社会的な暴力による人権侵害をなくすため、効果的な広報啓発を推進し、あらゆる暴力のない社会の実現を目指します。

#### 2 被害者への支援の推進

被害者が自立した生活を送ることができるよう、各機関と連携し、状況に応じた支援を行います。

## 第3節 実施計画

### 1 具体的な取組

基本施策で定めた計画に基づいて具体的な取組を明記し、施策を計画的かつ効率的に推進していきます。

#### 《男女共同参画意識の醸成》

施策	取り組みの内容	具体的な取組	担当部署
社会制度・慣行の見直しと広報・啓発の推進	性別による役割分担意識に基づく社会制度や慣行の見直しを呼びかけ、男女共同参画の正しい理解が浸透するよう情報を発信します。	広報紙やホームページなどを通じた意識啓発や情報提供	企画政策課
	地域の男女共同参画推進の中心的役割を担うリーダー的人材の育成を推進します。	あきたF・F推進員の設置	企画政策課
		男女共同参画懇話会の開催	企画政策課
	図書館等において男女共同参画推進月間を周知します。	啓発展示コーナーの設置	市立図書館 企画政策課
人権尊重意識の啓発活動	人権尊重意識を高めるため、市民へ情報を提供します。	広報紙やホームページなどを通じた情報提供	総務課

#### 《男女共同参画の考え方を大切にした教育の推進》

施策	取り組みの内容	具体的な取組	担当部署
学校教育における男女共同参画に関する学習の推進	生命の尊さを実感し、優しさ、思いやりの心が育まれるよう人権尊重思想の普及高揚を図ります。	人権の花運動の実施	総務課
	学校教育の場で男女平等意識を高め、性別による役割分担意識の解消を図るなど、男女平等の視点に立った教育に努めます。	男女平等教育の実践	こども未来課
		県作成パンフレットの活用	こども未来課
	性別を問わず職業選択の可能性があることや指導的地位に就く生き方・働き方があることを伝える機会を提供します。	職場体験の実施	こども未来課
	男女平等の視点に立った教育ができるよう、教職員のための研修の充実や情報を提供します。	講演会・研修会の実施	こども未来課

### 《働く場における男女共同参画の推進》

施策	取り組みの内容	具体的な取組	担当部署
男女の雇用機会均等の普及と労働法規の広報・啓発	男女雇用機会均等法や労働基準法、育児・介護休業法など働く人に関する法律について、就労者や事業所等への周知に努めます。	広報紙やホームページなどを通じた情報提供	企画政策課
就労機会や能力開発の支援	キャリアアップや就業する上で必要となる資格取得を支援します。	就業資格取得支援事業	男鹿まるごと売込課
	新規起業や第二創業を行う事業者を支援します。	起業チャレンジ支援事業	男鹿まるごと売込課
	健康で働く意欲のある高齢者の就業を促進します。	シルバー人材センターとの連携	男鹿まるごと売込課

### 《心身の健康づくりとワーク・ライフ・バランスの推進》

施策	取り組みの内容	具体的な取組	担当部署
相談体制の整備と支援の充実強化	子育て中の共働き家庭、介護が必要な家族を抱えた家庭等に対する支援を充実します。	子育て・介護支援に関する情報の発信	関係各課
		病後児保育	こども未来課
	家事・子育て等の家庭生活と職業生活の両立ができるよう、様々な保育へのニーズに対応します。	一時預かり保育	こども未来課
		休日保育	こども未来課
		延長保育	こども未来課
		幼稚園預かり保育	こども未来課
	学校終業後の共働き家庭の児童を含めたすべての児童の多様な体験活動を支援します。	放課後児童クラブ	こども未来課
		放課後子ども教室の実施	教育総務課
	子育てに関する相談に応じます。	こども家庭センター	子育て健康課
	未就学期間の子どもを養育する世帯の経済的な負担を軽減するとともに、安心して子どもを産み育てられる環境づくりを進めます。	すこやか子育て支援事業	こども未来課

相談体制の整備と支援の充実強化	地域全体で子育て家庭を支援する基盤形成を図り、市民参加による地域ぐるみの子育て支援活動を促進します。子育てに関する不安や悩みの解消を図ります。地域における家庭教育支援を推進し、きめ細かな相談体制の充実を図ります。	地域子育て支援センター	子育て健康課
		子育て家庭の支援に関する講座の開催	教育総務課
	家庭生活の安定や児童の健やかな成長等のため、経済的支援や情報提供をします。	児童手当	子育て健康課
		特別児童扶養手当	子育て健康課
		福祉医療制度	生活環境課
	要介護者を在宅で介護する家族の経済的負担の軽減を図ります。	介護慰労金支給事業	介護サービス課
		介護用品購入券交付事業	介護サービス課
	住み慣れた地域において元気で自立した生活を送れるよう、介護予防事業の充実を図ります。	介護予防教室	介護サービス課
	介護保険サービスや高齢者福祉サービスなど、在宅介護に役立つ情報の提供や介護相談、介護に関する知識や技術の学習機会、介護者同士の交流の場を提供します。	家族介護教室	介護サービス課
	認知症の正しい理解と認知症の人やその家族を地域で見守る「応援者」を育成します。	認知症サポーター養成講座	介護サービス課
生涯を通じた心身の健康づくり	市民を対象とした健康診査や健康相談、家庭訪問などにより、健康維持・増進のための対策を推進します。	健康診査事業	子育て健康課
		健康相談事業	子育て健康課
		健幸チャレンジOGA事業	子育て健康課
	市民一人ひとりが「自分の健康は自分で守る」という生活習慣を身につけ、健康管理ができるよう、その環境づくりに努めます。	こころの健康に関する市民講座の実施	子育て健康課
		メンタルヘルスサポーター養成講座	子育て健康課
		健康教育事業	子育て健康課
		食生活改善推進員養成講座	子育て健康課
	住み慣れた地域において元気で自立した生活を送れるよう、介護予防事業の充実を図ります。	介護予防教室	介護サービス課

	介護予防に関する自主活動グループを育成し、活動の継続を支援します。	自主グループ活動支援	介護サービス課
--	-----------------------------------	------------	---------

### 《家庭や地域における男女共同参画の推進》

施策	取り組みの内容	具体的な取組	担当部署
家庭における男女共同参画の推進	固定的な性別役割分担の意識を取り除き、偏っている役割について見直すための啓発活動を実施します。	広報紙やホームページなどを通じた意識啓発活動	企画政策課
	夫婦・家族共同で育児を行うことの大切さを感じ、楽しみながら育児を行うための支援をします。	赤ちゃんのお世話教室	子育て健康課
		父子健康手帳の交付	子育て健康課
		育児指導の実施	子育て健康課
介護保険サービスや高齢者福祉サービスなど、在宅介護に役立つ情報の提供や介護相談、介護に関する知識や技術の学習機会、介護者同士の交流の場を提供します。	家族介護教室	介護サービス課	
地域活動における男女共同参画の推進	男女共同参画意識と参画能力向上を目指します。	学習講座の開催	企画政策課 教育総務課
	災害時の実情を反映した効果的な共助活動を進めるため、性別や年齢、外国人、傷病者など多様な視点での災害支援体制を強化します。	女性消防団員の育成	危機管理課
		防災リーダー認定講習会の開催	危機管理課
	男女の地域活動や生涯学習活動に対する支援を充実します。	子育て支援対策の充実（子育て元気アップ講座）	教育総務課
		生涯学習活動を通じた人材の育成や活用	教育総務課
		社会教育団体や各種団体等との連携の強化	教育総務課
		お茶っこサロンの開設	教育総務課
	男女共同参画に関する団体・グループ同士のネットワークづくりを支援します。	市民グループの支援	関係各課
男女共同参画活動室の維持管理		企画政策課	

農林水産業における女性活躍の推進	直売活動や農産加工等、女性農業者が活躍できる環境づくりに努めます。	女性農業者の主体的活動の促進	農林水産課
	商品開発のサポートや地場産農産物を活用したレストラン等の取組を支援します。	6次産業化の推進	農林水産課

### 《方針決定過程への女性の参画の推進》

施策	取り組みの内容	具体的な取組	担当部署
市の方針決定過程への女性の参画の推進	市政にさまざまな声を反映するため、方針決定過程において女性の参画機会を充実します。	委員会・審議会などへの女性の登用	関係各課

### 《安心して暮らせる体制の整備》

施策	取り組みの内容	具体的な取組	担当部署
母子・父子家庭等の自立支援	ひとり親家庭に対する経済的・自立的支援の充実を図ります。	児童扶養手当	子育て健康課
		ひとり親家族児童保育料助成	こども未来課
		母子・父子家庭等の福祉医療制度	生活環境課
		母子・父子自立支援員	子育て健康課
		母子父子寡婦福祉資金	子育て健康課
		高等職業訓練促進給付金	子育て健康課
		自立支援教育訓練給付金	子育て健康課
		パソコン講習会等の開催周知	子育て健康課
生活上の困難を抱える人々の自立支援	関係機関との連携協力体制を充実させ、必要な支援に繋げるとともに、高齢者が住み慣れた地域で自立した生活が送れるよう、その環境づくりに努めます。	高齢者生活援助事業	福祉課
		緊急通報サービス事業	福祉課
		配食サービス	介護サービス課

多様性に対する理解の推進と多文化共生への支援	LGBTQ など性の多様性への理解を深めるため、発達段階に応じた人権教育の充実を図ります。	ジェンダー教育の推進	こども未来課
	市内に在住する外国人が言葉や習慣の違いによって就業や生活上の困難を感じないよう、案内や相談、情報提供の充実を図ります。	多国語表記による情報の提供	企画政策課
		日本語教室の開催	教育総務課

### 《男女間の暴力の防止と被害者への支援の推進》

施策	取り組みの内容	具体的な取組	担当部署
暴力を防止するための啓発活動の推進	あらゆる暴力行為は人権侵害であり、犯罪につながる行為であることの認識を普及します。	広報紙やホームページなどを通じた意識啓発活動	子育て健康課
被害者への支援の推進	被害者支援のため、相談窓口の設置及び関係機関との連携を図ります。	女性相談の日	子育て健康課

## 2 計画の目標数値

項 目	現状 (R6 年度)	目標値 (R12 年度)	担当課
関連施策 2 (1) 市役所男性職員の育児休業 (2 週間以上) 取得率	60.0%	85%以上	総務課
関連施策 2 (2) 市職員のテレワーク実施率	-	30%	総務課
関連施策 2 (2) 子育ての環境や支援への満足度 (満足度がやや高い以上)	46.2%	50%以上	子育て健康課
関連施策 2 (3) 女性消防団員数	20 人	35 人	危機管理課
関連施策 2 (3) 女性農業委員数	2 人	6 人	農業委員会
関連施策 2 (4) 委員会・審議会等における女性 委員の割合	29.6%	40%	関係各課
関連施策 3 (1・2) 困難な問題を抱える女性等への 支援に関する啓発活動	年 13 回	年 15 回以上	子育て健康課

## 第3章 計画の推進体制

### 1 推進体制の整備・充実

あらゆる施策に男女共同参画の視点を取り入れ、本計画を積極的に推進するため、県と連携を図りながら庁内関係部局が一丸となって取り組みます。

### 2 市民や各種団体との連携・協働

男女共同参画に関して活動を行う団体等を育成し、その活動やネットワークづくりを支援します。

### 3 関係機関との連携の確立

男女共同参画を地域で推進するため、「あきたF・F推進員」の増員を図り、推進員の協力を得ながら民間団体の育成に努めます。

### 4 計画の管理

男女共同参画に関する施策を効果的に推進するため、毎年1回進捗状況を確認し、ホームページへ掲載します。また、緊急の課題や新たな課題への取り組みが必要となった場合には、本計画を見直すとともに、変更後の計画内容を公表します。

## ◇用語集

### 【あ行】

#### あきたF・F推進員

地域での男女共同参画推進の中心的役割を担う人材として、県が平成13年度からの年次計画で人材養成している推進員のことです。(令和7年度現在、男鹿市の推進員は1名) F・Fとは、フィフティ・フィフティ(Fifty-Fifty)の頭文字を取った造語です。

#### 育児・介護休業法

育児及び家族の介護を行う労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるよう支援することによって、その福祉を増進することを目的とする法律。労働者から育児・介護休業の申請があった場合の事業主の義務、育児・介護休業の条件等について定めています。

#### LGBTQ

下記の頭文字をとった言葉で、性的マイノリティ(性的少数者)を表す総称の一つ。主に性的指向(L・G・B)と性自認(T・Q)に分けられる。

L(レズビアン):女性同性愛者

G(ゲイ):男性同性愛者

B(バイセクシャル):両性愛者

T(トランスジェンダー):性自認が出生時に割り当てられた性別と異なる人

Q(クイアまたはクエスチョニング):性的指向・性自認が定まらない人

### 【か行】

#### 固定的性別役割分担意識

「男性は仕事」「女性は家事・育児」、「男性は主要な業務」「女性は補助的業務」といったような固定的な考え方により、男性・女性の役割を分けている意識のことです。

男性、女性という性別を理由として、役割を固定的に分けるのではなく、個人の能力等により役割分担を決めることが適当です。

#### キャリア教育

子どもたちが将来、社会的・職業的に自立し、社会の中で自分の役割を果たしながら自分らしい生き方を実現するための視点に立って、日々の教育活動を展開すること。

### 【さ行】

#### 女性活躍推進法

正式名称は「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」。令和8年3月31日までとなっていた法律の有効期限が、令和18年3月31日までに延長されました。

令和8年4月1日より、情報公表の必須項目が拡大されます。

・従業員数101人以上の企業は、「男女間賃金差異」及び「女性管理職比率」に

加えて、1項目以上の公表を義務付け。

・従業員数301人以上の企業は、「男女間賃金差異」及び「女性管理職比率」に加えて、2項目以上の公表を義務付け。

## 【た行】

### 多文化共生

国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的違いを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員としてともに生きていくこと。

### 男女共同参画社会

男女が社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会のことです。

### 男女共同参画都市宣言

地域を挙げて男女共同参画社会づくりに取り組む決意を表明し、男女共同参画推進のための各種施策を重点的に展開している自治体のことであり、男女共同参画都市宣言とは、男女共同参画都市であることを宣言することをいう。

### 男女雇用機会均等法

雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保を図るとともに、女性労働者の福祉の増進に関する法律。事業主は、募集・採用、配置・昇進、教育訓練、福利厚生、定年・退職・解雇において、男女に差をつけることを禁じています。

### DV（ドメスティック・バイオレンス）

配偶者や恋人など親密な関係にある、又はあった者から振るわれる家庭内暴力のこと。身体的暴力だけでなく、精神的、性的、経済的な暴力なども含まれる。

また、「デートDV」は、同棲していない恋人同士での体、言葉、態度による暴力のこと。内閣府では、「配偶者からの暴力」という表現を用いている。

## 【は行】

### ハラスメント（パワーハラ・セクハラ）

いろいろな場面での嫌がらせ、いじめを言います。他者に対する発言・行動等が本人の意図には関係なく、相手を不快にさせたり、尊厳を傷つけたり、不利益を与えたり、脅威を与えることを指します。

パワーハラ（パワーハラスメント）は、同じ職場で働く者に対し、職務上の地位や人間関係など職場内での優位性を背景に精神的・身体的苦痛を与える行為を言います。

セクハラ（セクシャルハラスメント）は、相手の意に反した性的な性質の言動などの性的嫌がらせで、それに対する対応によって仕事を遂行するうえで、一定の不利益を与えたり、それを繰り返すことによって就業環境を著しく悪化させることをいいます。

近年は、マタニティハラスメント（マタハラ：妊婦に対する嫌がらせ）やモラルハ

ラスメント（モラハラ：言葉や態度、身振りなどによる嫌がらせ）など、ハラスメントの問題を抱える職場が増えていると言われています。

## 【ま行】

### 無意識の思い込み

人が無意識のうちに抱く偏見や固定概念のことです。過去の経験や周囲の意見などによって形成され、私たちの判断や行動に影響を与えます。

「女性は家事をするもの」「組織のリーダーは男性の方が向いている」といった思い込みなどが挙げられます。

## 【ら行】

### ライフステージ

人の一生を、乳幼児期、学童期、思春期、青年期、壮年期、高齢期などに区切ったそれぞれの段階。

### 労働基準法

労働契約・賃金・労働時間・安全と衛生・災害補償・就業規則など、労働条件の基準を定めた法律。

### 6次産業化

「第1次産業」とされる農業や水産業などが、「第2次産業」の製造・加工業、「第3次産業」のサービス業などを行うことによって、その収益力を高めようという取り組みのことです。

## 【わ行】

### ワーク・ライフ・バランス

仕事においても、家庭生活・地域活動などの私生活においても、様々な生き方を選択し実現できることで、充実した社会生活を送ることができることです。

男鹿市男女共同参画懇話会委員名簿

部 門	団 体 名 等	職名等	氏 名
学識経験者	あきた F・F 推進員		落 合 久美子
企業関係	株式会社秋田銀行男鹿支店	支店長	鎌 田 伸 幸
防災関係	男鹿市消防団 団本部	団 員	鎌 田 美 萌
子育て支援関係	秋田ててあしアートペたにこり	代 表	笹 渕 良 子
教育関係	男鹿市 P T A 連 合 会	常任委員	佐 藤 典 子
福祉関係	男鹿市主任児童委員	代 表	角 崎 セル子
農業関係	めぐみ農園	代 表	高 橋 一 成
漁業関係	秋田県漁業協同組合	組合員	佐 藤 亘
アドバイザー	男鹿市総務企画部総務課	主 幹	加 藤 明 人

男鹿市総務企画部企画政策課

〒010-0595

秋田県男鹿市船川港船川字泉台 66-1

TEL 0185-24-9122

FAX 0185-23-2922

E-mail [kikaku@city.oga.akita.jp](mailto:kikaku@city.oga.akita.jp)